# ○厚生労働省令第百十号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第十五項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二

条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一 部を改正

する省令を次のように定める。

令和六年八月七日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定

薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五 項に規定する指定薬物

及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令 (平成十九年厚生労働省令第十四号) の — 部

を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

六 a・七・十・十 a ーテトラル	(指定薬物) (おしているのは類 (おしているのは類) (おしているのは類) (おしているのは類) (おして、また) (ののは、また) (ののは、また	改正後
(・九ート)     (新設)       -aーへキ (新設)     一aーへキ (新設)       二百三十九~二百二十八 (略)       二百九十二~三百三十五 (略)	(指定薬物) (指定薬物) (指定薬物) (指定薬物) (指定薬物) (指定薬物) (指定薬物) (指定薬物) (前設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新	改 正 前

医 薬 発 0 8 0 7 第 1 号 令 和 6 年 8 月 7 日

厚生労働省医薬局長(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に 規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19 年厚生労働省令第 14 号。)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第 110 号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

# 1. 指定薬物の指定

### (1)新たに指定された物質

次に掲げる6物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N-(1-T)/-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1<math>H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 6a, 7, 8, 10aーテトラヒドロー6, 6, 9ートリメチルー3ーペンチルー6Hージベンゾ [b, d] ピランー1ーイル=プロピオネート及びその塩類
- ④ 6a, 7, 10, 10aーテトラヒドロー6, 6, 9ートリメチルー3ーペンチルー6Hージベンゾ [b, d] ピランー1ーイル=プロピオネート及びその塩類
- ⑥ 3-メチル-2-(3,4-メチレンジオキシフェニル)モルフォリン及びその塩類

# (2)指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

# 2. 施行期日

公布の日(令和6年8月7日)から起算して10日を経過した日(令和6年8月17日)から施行する。